

- 令和7年度 安全重点施策 -

1. 運航基準図に沿った航行を確実に実施し、安全運航に努める。

※ 船長は、気象海象の状況により基準経路を変更するときには、運航管理者と協議し、運航管理者は当該経路の必要な情報を船長に提供する。

2. 運航の可否の判断を適切に実施し、気象海象の悪化による事故を未然に防ぐ。

※ 運航の中止基準(波高・風速・視程・流氷の状況)の遵守徹底を図り、船長と運航管理者の意見が異なるときには運航を中止する。

※ 如何なる場合も安全統括管理者及び運航管理者は、船長に対して発航・基準航行の継続等促し又は指示してはならない。

3. 旅客等に遵守事項を確実に周知し、旅客等の負傷事故を未然に防ぐ。

※ 船内において旅客に対して旅客の遵守事項の周知徹底を図り、また船内巡視により、遵守及び船内各部の異常の有無を確認する。

※ 行会い船の引き波による転倒事故を防止するため、船内放送により注意喚起をする。

※ 乗下船時のタラップの使用について、陸上作業員及び船内作業員は、旅客の安全を第一とした誘導を行う。

4. 通常連絡・入港連絡を確実に実施する。

※ 営業所において常に船舶の動向を把握するために、通常連絡及び入港連絡を確実に実施し、常時、船舶との連絡を密にする。

令和7年4月1日

北海道目梨郡羅臼町海岸町74番地
有限会社 丸は宝来水産
代表取締役 小林廣幸